

全建労発第68号  
平成17年8月23日

各都道府県建設業協会  
事務局 長 殿

社団法人 全国建設業協会  
専務理事 小平 申 二  
(公印省略)

大気環境中への石綿(アスベスト)の飛散防止対策の徹底と  
実施内容の掲示について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が拡大しており、その対応として、厚生労働省労働基準局安全衛生部長からの要請に基づき、平成17年8月8日付け全建労発第56号にて建築物の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示についての周知をお願いしたところですが、このたび、環境省環境管理局长より、別紙のとおり大気環境中への石綿の飛散防止対策につきましても、標記掲示の徹底協力要請がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して、石綿を取り扱う作業を行うに当たっての大気環境中への石綿(アスベスト)の飛散防止対策の徹底と実施内容の掲示について、ご指導方周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

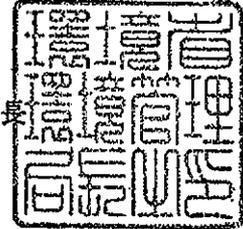


環管大発第 050809002 号

平成 17 年 8 月 9 日

社団法人 全国建設業協会会長 殿

環境省環境管理局长



大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止対策の徹底と  
実施内容の掲示について

昨今、大気環境中への石綿の飛散に伴う国民への健康被害について懸念が高まっていることはご承知のとおりですが、このような状況を受け、石綿の飛散防止対策の徹底が国民の不安の解消のために一層求められています。このため、別添のとおり平成17年8月2日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部長から「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（基安発第0802001号）」が貴職あてに通知されておりますが、これに関連して、大気環境中への石綿の飛散防止対策につきましても、下記のとおり、傘下会員事業者に対して、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

(1) 大気環境中への石綿の飛散防止対策の徹底

吹付け石綿を含む建築物の解体、改造又は補修のうち一定の要件を満たすものについては、大気環境中への石綿の飛散防止のため、平成9年から大気汚染防止法に基づき、「特定粉じん排出等作業」として、作業の届出、作業基準の遵守等の規制措置が講じられているところであり、その徹底に一層努められるようお願いいたします。

(2) 石綿の飛散防止対策等の実施内容の掲示

「特定粉じん排出等作業」を行う場合には、周辺住民から見やすい箇所に下記の事項を掲示することに努められるようお願いいたします。ただし、上記の厚生労働省通知に基づく掲示と重複する事項の掲示は必要ありません。

ア. 施工事業者名並びにその住所及び連絡先

イ. 作業期間

ウ. 飛散防止のための措置の概要

エ. 大気汚染防止法に基づく届出

・ 届出先官署（都道府県又は市役所等）

・ 届出年月日

(注：上記の下線部分が、厚生労働省通知に基づく掲示板に追記すべき事項です。)

平成 17 年 8 月 2 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長  
社団法人 全国建設業協会会長  
社団法人 建築業協会会長  
社団法人 全国中小建設業協会会長  
社団法人 全国解体工事業団体連合会会長  
建設業労働災害防止協会会長

殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿による健康障害については、石綿を製造、取り扱う作業に従事する労働者はもとより、関係事業場の周辺住民にも不安が生じているところです。

とりわけ、今後、石綿を使用した建築物等の解体等の作業が増加することが予想される中、石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底とその周知は、当該作業に従事する労働者はもとより、解体等の作業が行われる現場の周辺住民の不安の解消の観点からも強く求められているところです。

このため、貴職におかれましては、下記事項について、傘下会員事業場に対して周知徹底されるよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

## 記

1 建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿のばく露防止対策等の実施内容の掲示について

石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、所轄労働基準監督署長に石綿に関する計画の届出・作業の届出を行った上で石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を講じなければならない場合と、当該届出を行うことなく石綿のばく露防止対策等を講じなければならない場合がある。

前者の場合については石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく届出が行われていること及び石綿のばく露防止対策等の実施内容を関係労働者のみならず周辺住民へ周知するために作業現場の見やすい場所に掲示すること（別紙 1 参照）、また、後者については石綿のばく露防止対策等の実施内容を同様に掲示すること（別紙 2 参照）。

なお、石綿を使用していない建築物等の解体等の作業については、石綿が使用されていないことを同様に掲示すること（別紙 3 参照）。

2 石綿のばく露防止対策等の確実な実施について

石綿を使用した建築物等の解体等の作業を行うに当たっては、石綿障害予防規則に基づく石綿ばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の徹底を図ること。

(例一届出対象)

### 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

当現場では、( ) 労働基準監督署へ  
 ・労働安全衛生法第88条第4項(労働安全衛生規則第90条第5号の2)の規定による計画の届出  
 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出  
 を行っております。

届出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容)		平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)	
石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：  (例) ・作業場所の隔離 ・立入禁止措置 ・湿潤措置 ・保護具・保護衣の使用		施工事業者名：	
〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。		現場責任者氏名：	
石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っております。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習(平成〇年〇月受講)			

(例一届出対象以外)

### 建築物等の解体等に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づき、当現場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策を行っております。

<p>石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容</p> <p>石綿のばく露防止措置及び石綿粉じんの飛散防止措置の概要：</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湿潤措置</li> <li>・保護具・保護衣の使用</li> <li>・立入禁止措置</li> </ul> <p>〇〇〇〇を石綿作業主任者に選任しています。</p> <p>石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育：〇〇〇〇の実施した講習（平成〇年〇月受講）</p>	<p>作業期間</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p>
<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)</p> <p>施工事業者名： _____</p> <p>現場責任者氏名： _____</p>	

(例)

## 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当現場では石綿を使用しておりません。

調査方法 (調査年月日)		作業期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
-----------------	--	------	-----------------------------

平成〇〇年〇〇月〇〇日(表示日)

施工事業者名:

現場責任者氏名:

(参考)

石綿障害予防規則ほか関係法令等につきましては、厚生労働省のホームページ内でご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>